

第19回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年1月31日(木) 午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室(4階)
3. 出席委員 17名
4. 欠席委員 1名
5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第 1号	農地法第18条の規定による合意解約の成立状況の確認について
日程第3	議案第 2号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主任
7. 会議の概要

議長

ただ今から、第19回大樹町農業委員会総会を開きます。

ただ今の出席委員は17名であります。

原口 武実 委員が体調不良のため本日の総会に出席できない旨の届出がありましたので報告いたします。

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第14条の規定により、議長において、5番 太田 福司 委員、6番 竹内 稔 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

平成30年12月20日の第18回総会以降で報告していない業務について報告いたします。

農業委員会業務報告

1. 会議関係について

- (1) 1月11日(金) 大樹町乳牛改良同志会定期総会
JA大樹町 会長出席
- (2) 1月13日(日) 平成31年大樹町成人式
福祉センター2階ホール 会長出席
- (3) 1月25日(金) 尾田地区農地等交換分合事業 評価額説明会
尾田コミュニティセンター
地権者5名出席、2名欠席 推進委員10名出席
- (4) 1月28日(月) 平成31年度大樹町営牧場互助会 役員会
役場2階中会議室 会長出席
- (5) 1月28日(月) 平成31年度大樹町営牧場互助会 総会
役場2階中会議室 会長出席

2. 農地あっせんの報告について

あっせん年月日 平成30年11月22日

あっせん班 第2班

申出者 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

あっせんの内容

土地の所在等 (地番) 以下2筆 96, 623㎡

価格 12,349,000円(10a当り127,806円)

3. 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について

農地所有適格法人の法人要件確認書のとおり 1 法人から提出がありましたので、添付資料のとおり報告致します。書類等の内容については、いずれも完備されておりましたので、受理致しました。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長

以上で業務報告を終わります。

日程第 2、議案第 1 号、農地法第 1 8 条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第 1 号、農地法第 1 8 条の規定による合意解約成立状況の確認について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます合意解約成立状況の確認は 1 0 件でございます。

申し出のありました「合意解約届」について、農地法に基づき、合意解約が成立しているかの確認についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号 1 番から 2 番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第 1 号、農地法第 1 8 条の規定による合意解約成立状況の確認について説明いたします。

番号 1 番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1 筆

面積 4 8, 7 2 2 m²のうち 4 6, 1 2 2 m²

契約年月日 平成 2 7 年 9 月 1 日

解約年月日 平成 3 1 年 1 月 8 日

土地の引渡し日 平成 3 1 年 1 月 8 日

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条による賃貸借

番号2番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

面積 47,639㎡

契約年月日 平成23年8月31日

解約年月日 平成31年1月8日

土地の引渡し日 平成31年1月8日

農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借

合意解約の成立状況については、次のページをご覧ください。

農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約であるので、知事の許可を必要としない合意解約であり、成立しているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第1号、番号1番から2番の農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長

再開致します。

それでは、番号3番から10番の内容について、事務局より説明を求めます。

番号3番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)
所在 (地番) 1筆
面積 38,425㎡のうち33,400㎡
契約年月日 平成30年4月1日
解約年月日 平成31年1月7日
土地の引渡し日 平成31年1月7日
農業経営基盤強化促進法第18条による転貸
土地所有者 (地区) (氏名)

番号4番

貸主 (地区) (氏名)
借主 (地区) (氏名)
所在 (地番) 1筆
面積 38,425㎡
契約年月日 平成25年12月22日
解約年月日 平成31年1月10日
土地の引渡し日 平成31年1月10日
農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借

番号5番

貸主 (地区) (氏名)
借主 (地区) (氏名)
所在 (地番) 以下計5筆
面積 合計81,663㎡のうち70,096㎡
契約年月日 平成29年4月1日
解約年月日 平成31年1月10日
土地の引渡し日 平成31年1月10日
農業経営基盤強化促進法第18条による転貸
土地所有者 (地区) (氏名)

番号6番

貸主 (地区) (氏名)
借主 (地区) (氏名)
所在 (地番) 以下計5筆
面積 合計81,663㎡のうち70,096㎡
契約年月日 平成28年4月1日
解約年月日 平成31年1月10日
土地の引渡し日 平成31年1月10日

農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借

番号7番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

面積 13,869 m²

契約年月日 平成22年12月1日

解約年月日 平成31年1月10日

土地の引渡し日 平成31年1月10日

農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借

番号8番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

所在 (地番) 以下計2筆

面積 合計28,821 m²

契約年月日 平成29年9月1日

解約年月日 平成31年1月10日

土地の引渡し日 平成31年1月10日

農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借

番号9番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

面積 24,857 m²

契約年月日 平成26年1月28日

解約年月日 平成31年1月10日

土地の引渡し日 平成31年1月10日

農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借

番号10番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

所在 (地番) 以下計3筆

面積 合計49,289 m²

契約年月日 平成22年12月1日

解約年月日 平成31年1月10日

土地の引渡し日 平成31年1月10日

農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借

合意解約の成立状況については、次のページをご覧ください。

農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約であるので、知事の許可を必要としない合意解約であり、成立しているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第1号、番号3番から10番の農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は10件でございます。

内容は、新規の賃貸借が8件、更新の賃貸借1件、あっせん売買が1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から6番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

番号1番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 1筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 38,425㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2019年2月1日 終期 2023年12月21日 3年11ヶ月

金額 10a当り6,300円 毎年12月10日までに指定口座に振込

新規

地区担当委員代理 金曾 浩文 委員

番号2番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計5筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計81,663㎡のうち70,096㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2019年2月1日 終期 2020年3月31日 1年2ヶ月

金額 10a当り6,300円 毎年12月10日までに指定口座に振込

新規

地区担当委員代理 金曾 浩文 委員

番号3番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 1筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 13,869 m²

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2019年2月1日 終期 2020年11月30日 1年10ヶ月

金額 10a当り4,000円 毎年12月20日までに指定口座に振込

新規

地区担当委員代理 金曾 浩文 委員

番号4番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計2筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計28,821 m²

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2019年2月1日 終期 2022年8月31日 3年7ヶ月

金額 年額150,000円 毎年12月10日までに指定口座に振込

新規

地区担当委員代理 金曾 浩文 委員

番号5番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 1筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 24,857 m²

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2019年2月1日 終期 2024年1月31日 5年

金額 10a 当り 6,300円 毎年12月20日までに指定口座に振込
新規

地区担当委員代理 金曾 浩文 委員

番号 6 番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計3筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計 49,289㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2019年2月1日 終期 2029年1月31日 10年

金額 10a 当り 6,300円 毎年12月20日までに指定口座に振込
新規

地区担当委員代理 金曾 浩文 委員

1番から6番につきましては、法人の設立に伴う借主変更の案件となります。

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されて
おりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農
業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

次に1番から6番の内容について地区担当委員代理より調査報告を求めます。

金曾 浩文 委員より報告を求めます。

16番

議案第2号、番号1番から6番について報告いたします。

金曾委員

(利用権の設定等を受ける者の代表者)が法人を立ち上げたことに伴う借主変更
の案件になります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権設定に
ついては問題ないと思われまます。また利用権の期間や賃料については元の集積計画
と同様となっております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第2号、番号1番から6番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩します。

議長

再開致します。

それでは、番号7番から10番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

番号7番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計2筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計96,623㎡

成立する法律関係 売買

利用権設定等の種類 所有権移転

利用権設定等の内容 普通畑として利用

所有権移転時期 2019年2月1日

対価の支払期限 2023年12月21日

土地の引渡し時期 対価の支払日

金額 12,349,000円(10a当り127,806円) 指定口座に振込
新規

あっせん会議 平成30年11月22日 第2班 班長 竹内 稔 委員

7番につきましては、所有者からあっせん売買の申し出があった案件となります。

番号8番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 1筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 48,722㎡のうち46,122㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2019年2月1日 終期 2025年8月31日 6年7ヶ月

金額 10a当り4,000円 毎年12月20日までに指定口座に振込

新規

地区担当委員 吉田 義明 委員

番号9番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 1筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 47,639㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2019年2月1日 終期 2021年8月31日 2年7ヶ月

金額 年額230,000円 毎年12月10日までに指定口座に振込

新規

地区担当委員 吉田 義明 委員

8番から9番につきましては、経営移譲に伴う後継者への借主変更の案件となります。

番号10番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下10筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計 50,613 m²

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2019年2月1日 終期 2024年1月31日 5年

金額 10a当り6,300円 毎年12月10日までに指定口座に振込更新

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

次に7番の内容について調査班より調査報告を求めます。

第2班班長 竹内 稔 委員より報告を求めます。

6番

議案第2号、番号7番について報告いたします。

竹内委員

地区委員を通して地区農事組合に周知し、売買の公募をおこないました。

買受予定者は、あっせん希望者の（利用権の設定等を受ける者）に会議で決定しました。過去の売買実例から単価を参考に決定し、10a当り127,806円で、総額12,349,000円であっせん価格を決定し、両者に内容を提示し了承を得ました。

ご審議のほどよろしく申し上げます

議長

次に8番から9番の内容について地区担当委員より調査報告を求めます。

地区担当委員 吉田 義明 委員より報告を求めます。

9番

議案第2号、番号8番から9番について報告いたします。

吉田（義）
委員

（利用権の設定等を受ける者の父）から後継者の（利用権の設定等を受ける者）への経営移譲に伴う借主変更の案件となります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権設定については問題ないと思われまます。また利用権の期間や賃料については元の集積計画と同様となっております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

番号10番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第2号、番号7番から10番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

次に連絡事項に入ります。

事務局より説明いたします。

水津局長

次回の総会につきましては、2月28日、木曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

以上をもって、第19回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成31年1月31日

会 長 金木正喜

委員(5番) 太田福司

委員(6番) 竹内稔